１４　水痘（入院例に限る。）

（１）定義

水痘・帯状疱疹ウイルスの初感染による感染症のうち２４時間以上入院を必要とするものである（他疾患で入院中に水痘を発症し、かつ、水痘発症後２４時間以上経過した例を含む。）。

（２）臨床的特徴

冬から春に好発する感染症であるが、年間を通じて患者の発生がみられる。飛沫、飛沫核、接触感染などで感染する。潜伏期は２～３週間である。免疫がなければいずれの年齢でも罹患する。母子免疫は麻しんほど強力ではなく、新生児も罹患することがある。症状は発熱と発疹である。それぞれの発疹は紅斑、紅色丘疹、水疱形成、痂皮化へと約３日の経過で変化していくが、同一段階の皮疹が同時に全身に出現するのではなく、新旧種々の段階の発疹が同時に混在する。

発疹は体幹に多発し、四肢に少ない。発疹は頭皮、口腔などの粘膜にも出現する。健康児の罹患は軽症で予後は良好である。ただし、免疫不全状態の者が罹患した場合は重症化しやすく、致死的経過をとることもある。成人での罹患は小児での罹患より重症である。

合併症としては、肺炎、脳炎、小脳炎、小脳失調、肝炎、心膜炎、細菌の二次感染による膿痂疹、蜂窩織炎、敗血症等が報告されている。

免疫不全状態にある者が水痘･帯状疱疹ウイルスに初感染し、水痘を発症した場合には、播種性血管内凝固症候群（ＤＩＣ）、多臓器不全、内臓播種性水痘等を合併し、極めて重篤な経過をとる場合がある。水疱出現前に激しい腹痛や腰背部痛を伴うことがある。

出産５日前から出産２日後に母体が水痘を発症すると、妊婦自身が重症化する可能性に加えて、児が重症の新生児水痘を発症する可能性がある。

また、他疾患で入院中の患者が水痘･帯状疱疹ウイルスに初感染し、水痘を発症した場合、入院期間の延長や、基礎疾患に影響を及ぼすことがある。

（３）届出基準

ア　患者（確定例）

医師は、（２）の臨床的特徴を有する者を診察した結果、症状や所見から水痘が疑われ、かつ、（４）の届出のために必要な要件を満たすと診断した場合には、法第１２条第１項の規定による届出を７日以内に行わなければならない。

イ　感染症死亡者の死体

医師は、（２）の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から水痘が疑われ、かつ、（４）の届出に必要な病原体診断により、水痘により死亡したと判断した場合には、法第１２条第１項の規定による届出を７日以内に行わなければならない。

（４）届出のために必要な要件

ア　検査診断例

届出に必要な臨床症状の１つ以上を満たし、かつ、届出に必要な病原体診断のいずれかを満たし、かつ、２４時間以上入院したもの（他疾患で入院中に水痘を発症し、かつ、水痘発症後２４時間以上経過した例を含む。）。

イ　臨床診断例

届出に必要な臨床症状をいずれも満たし、かつ、２４時間以上入院したもの（他疾患で入院中に水痘を発症し、かつ、水痘発症後２４時間以上経過した例を含む。）。

届出に必要な臨床症状

ア　全身性の紅斑性丘疹や水疱の突然の出現
イ　新旧種々の段階の発疹（丘疹、水疱、痂皮）が同時に混在すること

届出に必要な病原体診断

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出	水疱内容液、咽頭拭い液、末梢血リンパ球、血液、髄液
蛍光抗体法による病原体の抗原の検出	水疱内容液、水疱基底部拭い液（水疱内剥離

	感染細胞）
検体から直接のＰＣＲ法による病原体の遺伝子の検出	水疱内容液、咽頭拭い液、末梢血リンパ球、血液、髄液、痂皮
抗体の検出（ＩｇＭ抗体の検出、ペア血清での抗体陽転又は抗体価の有意の上昇）	血清

別記様式５－１４

水痘（入院例に限る。）発生届

都道府県知事（保健所設置市長・特別区長）　殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第１項（同条第６項において準用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出る。

報告年月日　令和　　年　　月　　日

医師の氏名　　印

（署名又は記名押印のこと）

従事する病院・診療所の名称

上記病院・診療所の所在地(※)

電話番号(※)　　（　　）　　－

（※病院・診療所に従事していない医師にあっては、その住所・電話番号を記載）

１　診断（検案）した者（死体）の類型
・患者（確定例）　・感染症死亡者の死体

２　性　別	３　診断時の年齢　(0 歳は月齢)
男　・　女	歳（　　か月）

病　　型	
1)検査診断例　　2)臨床診断例	
４ 症 状	・発熱　・発疹　・肺炎　・気管支炎　・熱性痙攣 ・肝炎　・膿痂疹　・蜂窩織炎　・敗血症 ・脳炎　・髄膜脳炎　・小脳炎　・小脳失調 ・急性呼吸窮迫症候群(ARDS)・急性散在性脳脊髄炎(ADEM) ・根神経炎　・急性腎不全　・小腸穿孔　・心膜炎 ・播種性血管内凝固症候群（DIC）　・多臓器不全 ・内臓播種性水痘　・妊婦水痘　・免疫不全 ・他疾患入院中の発症 ・後遺症（　　）・その他（　　）
５ 診 断 方 法	・分離・同定による病原体の検出 検体：水疱内容液・咽頭拭い液・末梢血リンパ球・血液・髄液・その他（　　） 検体採取日（　月　日　）　結果（　陽性・陰性　） ・蛍光抗体法による抗原の検出 検体：水疱内容液・水疱基底部拭い液（水疱内剥離感染細胞）・その他（　　） 検体採取日（　月　日　）　結果（　陽性・陰性　） ・検体から直接のＰＣＲ法による病原体遺伝子の検出 検体：水疱内容液・咽頭拭い液・末梢血リンパ球・血液・髄液・痂皮・その他（　　） 検体採取日（　月　日　）　結果（　陽性・陰性　） ・血清ＩｇＭ抗体の検出 検体採取日（　　月　　日　　） 結果（　陽性・陰性・判定保留　） 抗体価：（　　） ・ペア血清での抗体の検出 検体採取日（１回目　月　日　２回目　月　日） 抗体価　（１回目　　２回目　　） 結果：抗体陽転・抗体価の有意上昇 検査方法: EIA ・ IAHA ・ NT ・ CF ・ その他（　　）

・その他の検査方法（　　）
検体（　　）
検体採取日（　月　日　）　結果（　陽性・陰性　）
・臨床決定（　　）

６　初診年月日	令和	年	月	日
７　診断（検案(※)）年月日	令和	年	月	日
８　感染したと推定される年月日	令和	年	月	日
９　発病年月日（＊）	令和	年	月	日
10　死亡年月日（※）	令和	年	月	日

11　感染原因・感染経路・感染地域

①感染原因・感染経路（　確定・推定　）
１　飛沫・飛沫核感染（感染源となった水痘患者・帯状疱疹患者・状況：　　）
２　接触感染（感染源となった水痘患者・帯状疱疹患者・物の種類・状況：　　）
３　院内感染（感染伝播の状況：　　）
（入院していた理由（疾患名）　　）
４　その他（　　）

②感染地域（　確定　・　推定　）
１　日本国内（　　都道府県　　市区町村）
２　国外（　　国
詳細地域　　）
※　複数の国又は地域が該当する場合は全て記載すること。
渡航期間（出国日　年　月　日・入国日　年　月　日
国外居住者については　入国日のみで可）

③水痘ワクチン接種歴
１回目　有（　　歳）・　無　・　不明
接種年月日（S･H･R　年　月　日　・不明）
製造会社/Ｌｏｔ番号（　　/　　・不明）
２回目　有（　　歳）・　無　・　不明
接種年月日（S･H･R　年　月　日　・不明）
製造会社/Ｌｏｔ番号（　　/　　・不明）

この届出は診断から７日以内に行ってください

（1，2，4，5 及び 11 欄においては該当する番号等を○で囲み、3 及び 6 から 10 までの欄においては年齢又は年月日を記入すること。
（※）欄は、死亡者を検案した場合のみ記入すること。
（＊）欄は、患者（確定例）を診断した場合のみ記入すること。
4 及び 5 欄においては、該当するもの全てを記載すること。）